

第 64 号議案

神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年 4 月条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公費の支払) 第10条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金	(公費の支払) 第10条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金

額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号の規定に基づき頒布することができる枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第8条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 8円38銭

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 41万9,000円と5円62銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、

額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号の規定に基づき頒布することができる枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第8条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500円と5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、

1 銭とする。)

(公費の支払)

第14条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区（市長の選挙については、当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第12条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

1 銭とする。)

(公費の支払)

第14条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区（市長の選挙については、当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第12条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。） (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>60万9,690円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額	(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。） (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>58万6,905円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

【第 64 号議案】神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正の理由

公職選挙法施行令の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

2. 改正の概要

(1) 選挙運動用ビラの作成の公営

区 分	改正後単価	改正前単価
5 万枚以下の場合 1 枚当たり	8 円 38 銭	7 円 73 銭
5 万枚を超える場合 1 枚当たり	5 円 62 銭	5 円 18 銭

＜改正後＞選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額

ア 作成枚数が 50,000 枚以下の場合	$8 \text{ 円 } 38 \text{ 銭} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$
イ 作成枚数が 50,000 枚を超える場合	$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{作成枚数}} = \text{単価}$ (1 銭未満の端数は 1 銭とする) $\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公営

区 分	改正後単価	改正前単価
印刷費 選挙区のポスター掲示場の数が 500 以下の場合 1 枚当たり	586 円 88 銭	541 円 31 銭
印刷費 選挙区のポスター掲示場の数が 500 を超える場合 1 枚当たり	30 円 73 銭	28 円 35 銭

＜改正後＞選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額

ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場の数が 500 以下の場合	$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}} = \text{単価}$ (1 円未満の端数は 1 円とする) $\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$
イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合	$\frac{30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 609,690 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}} = \text{単価}$ (1 円未満の端数は 1 円とする) $\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$

※選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額については、改正しない。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

4. 適用区分

改正後の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。